

水道法第16条の2第1項の規定により、かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第1号の規定により、告示する。

令和6年11月20日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定年月日
288	株式会社中寿	中村 和寿	千葉県千葉市若葉区源町 1005番地17	令和6年11月19日
289	株式会社並木設備	並木 久徳	千葉県茂原市粟生野 3715番地4	令和6年11月19日